

令和7年度 集団指導 受講確認票（指定障害福祉サービス事業者等用）

当該受講確認票は、[受講報告フォーム（URL:https://logoform.jp/f/MQuwy）](https://logoform.jp/f/MQuwy)での提出が行えなかった場合に限り使用可能です。また、次年度以降、当該受講確認票は廃止し、受講報告フォームでの報告に一本化する場合がありますので、ご了承ください。

法人名	事業所番号	事業所名
電話番号	FAX番号	メールアドレス
受講者氏名	受講者職名	※受講者が複数の場合は、代表1名のみ氏名及び職名を記載。 ※記載された連絡先は、本件に係る連絡のほか、障がい福祉課による次年度の集団指導実施通知等の連絡に使用場合があります。

【提出期限】

令和8年3月29日（日曜日）

【提出方法】

法務ガバナンス課指導監査係まで、郵送又はFAXにて、提出してください。メールでの提出は受け付けておりません。

- ・ 郵送先：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 法務ガバナンス課 指導監査係
- ・ F A X 送付先：0742-34-4872

【受講確認票作成上の留意点】

- ①必ず掲載資料を確認のうえ、事業所番号ごとに作成し、受講した全てのサービス種類にチェックし、漏れがないようにしてください。
なお、指定又は許可されているサービス（休止中または利用者が現存しないサービスも含む。）が受講対象です。
- ②受講報告の完了（受講報告フォームでの報告又は受講確認票の提出のいずれか）をもって、令和6年度の集団指導を受講したものとみなします。
- ③期限内に受講報告のない事業所（サービス種類）については、運営指導の対象に優先して選定する場合があります。
- ④掲載資料（参考資料を除く。）について質問がある場合は、ホームページに掲載している「集団指導質問票」に記載し、別途、提出してください。

サービス種類	チェック欄
居宅介護	<input type="checkbox"/>
重度訪問介護	<input type="checkbox"/>
同行援護	<input type="checkbox"/>
行動援護	<input type="checkbox"/>
療養介護	<input type="checkbox"/>
生活介護	<input type="checkbox"/>
短期入所	<input type="checkbox"/>
重度障害者等包括支援	<input type="checkbox"/>
自立訓練（機能訓練）	<input type="checkbox"/>
自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練を含む。	<input type="checkbox"/>
就労選択支援	<input type="checkbox"/>
就労移行支援	<input type="checkbox"/>
就労継続支援 A 型	<input type="checkbox"/>
就労継続支援 B 型	<input type="checkbox"/>
就労定着支援	<input type="checkbox"/>
自立生活援助	<input type="checkbox"/>
共同生活援助	<input type="checkbox"/>
施設入所支援（障害者支援施設）	<input type="checkbox"/>
地域移行支援	<input type="checkbox"/>
地域定着支援	<input type="checkbox"/>
計画相談支援	<input type="checkbox"/>
児童発達支援	<input type="checkbox"/>
放課後等デイサービス	<input type="checkbox"/>
居宅訪問型児童発達支援	<input type="checkbox"/>
保育所等訪問支援	<input type="checkbox"/>
福祉型障害児入所施設	<input type="checkbox"/>
医療型障害児入所施設	<input type="checkbox"/>
障害児相談支援	<input type="checkbox"/>

裏面のアンケートにもご回答ください。

令和7年度集団指導について、以下のアンケートにご回答ください。

【質問.1】

事業者用ホームページをどのくらいの頻度で閲覧していますか。

(参考) <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/>

【回答.1】

以下から当てはまるものを選択してください。

- ① ほぼ毎日
- ② 1週間に1回程度
- ③ 1か月に1回程度
- ④ 3か月に1回程度
- ⑤ ほぼ見ない

【質問.2】

変更届は法律に基づき、事実発生から10日以内に奈良市（指定権者）に提出する必要があることを知っていますか。

【回答.2】

以下から当てはまるものを選択してください。

- ① はい
- ② いいえ

【質問.3】

サービス提供中に事故等が発生した場合には、奈良市（指定権者）に報告を行う必要があることを知っていますか。

(参考) <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/126559.html>

【回答.3】

以下から当てはまるものを選択してください。

- ① はい
- ② いいえ

【質問.4】

障害福祉サービス事業者等の指定には6年間の有効期間が設けられており、6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定事業者としての効力を失うこととなります。指定更新を受ける場合は、指定の有効期間満了日の前月末までに必要書類を作成し、申請する必要があることを知っていますか。

(参考) <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/100434.html>

(参考) <https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/61861.html>

【回答.4】

以下から当てはまるものを選択してください。

- ① はい
- ② いいえ

アンケートは以上となります。ご回答ありがとうございました。